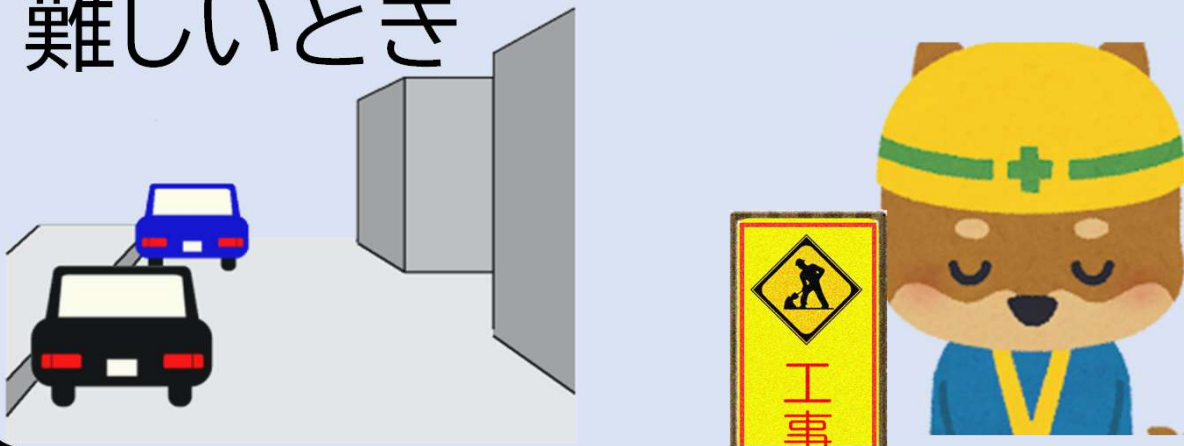




具体的な「やむを得ない場合」とは？

駐車車両や道路工事のため、
車道の左側を通行することが
難しいとき



交通量が多い場合や車道の幅
が狭い場合など、そのまま通行
すると、事故にあう危険がある
とき



こんなときは歩道
を通行できます

※ 自転車の運転者が主観的に判断しただけでこれ
に該当するものではなく、客観的にやむを得ないと
認められることが必要です。

